

○豊島区小児慢性特定疾病審査会条例

令和4年10月24日

条例第47号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第19条の4第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、区長の諮問に応じ、法第19条の3第1項の規定による申請に対して同条第4項に規定する医療費支給認定をしないことに関し審査を行い、区長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。

2 審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

5 前各項及び次条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定

める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、健康部において処理する。

(令6条例3・一部改正)

(委任)

第10条 審査会が定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年3月27日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。